

別紙2 昭和55年1月30日付官総6-4「税理士法第42条の規定の取扱いについて」

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 法第42条本文の規定の取扱い</p> <p>1 「職の所掌に属すべき事件」の意義</p> <p>税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）第42条に規定する「職の所掌に属すべき事件」は、次によることとする。</p> <p>(1) 「職の所掌」の範囲は、<u>財務省設置法等</u>関係法令、国税庁事務分掌規程等の定めるところによる。</p> <p>(注) 分掌すべき事務が、国税局長訓令等により、税目、業種目、地域の区分、指令方式及びその他の基準により定められている場合には、当該訓令等によるものとする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1 法第42条本文の規定の取扱い</p> <p>1 「職の所掌に属すべき事件」の意義</p> <p>税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）第42条に規定する「職の所掌に属すべき事件」は、次によることとする。</p> <p>(1) 「職の所掌」の範囲は、<u>大蔵省設置法等</u>関係法令、国税庁事務分掌規程等の定めるところによる。</p> <p>(注) 分掌すべき事務が、国税局長訓令等により、税目、業種目、地域の区分、指令方式及びその他の基準により定められている場合には、当該訓令等によるものとする。</p> <p>以下 省略</p>